

八雲町 高齢者保健福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月
八雲町



目 次

I 計画について.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の根拠法と位置付け.....	1
3. 計画の期間.....	1
II 高齢者を取り巻く状況.....	2
1. 人口等の推移.....	2
2. 高齢者のいる世帯の状況.....	3
III 計画の基本的な方向.....	4
1. 将来像.....	4
2. 重点的に取り組む事業.....	5
IV 取組内容.....	6
基本目標1 いつまでも現役で活躍できるまち.....	6
基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまち.....	7
基本目標3 高齢者と地域がともに支え合うまち.....	8
V 第9期介護保険事業計画.....	9
1. 将来推計.....	9
2. 介護保険料の算定.....	10

I 計画について

1. 計画策定の主旨

わが国では、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025（令和7）年度には後期高齢者が2,000万人を突破するといわれており、八雲町でも、同年に、後期高齢者が3,000人を超え、総人口に占める後期高齢化率は22%に近づくと予測されています。また、後期高齢者の増加に伴い、要介護者や認知症高齢者も増加することが予想されています。

また、児童、障がい者、高齢者などの個別の制度・サービスによる従来の支援体制では問題解決に至らない地域住民や世帯が増加するなど、地域住民が抱える課題は複雑化・複合化しています。

令和6年3月末をもって現行計画である「八雲町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の計画期間が満了することから、当該計画に掲げている施策の実施状況や効果を検証し、さらなる「地域包括ケアシステム」の推進を図るため、新たに「八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を定めます。

2. 計画の根拠法と位置付け

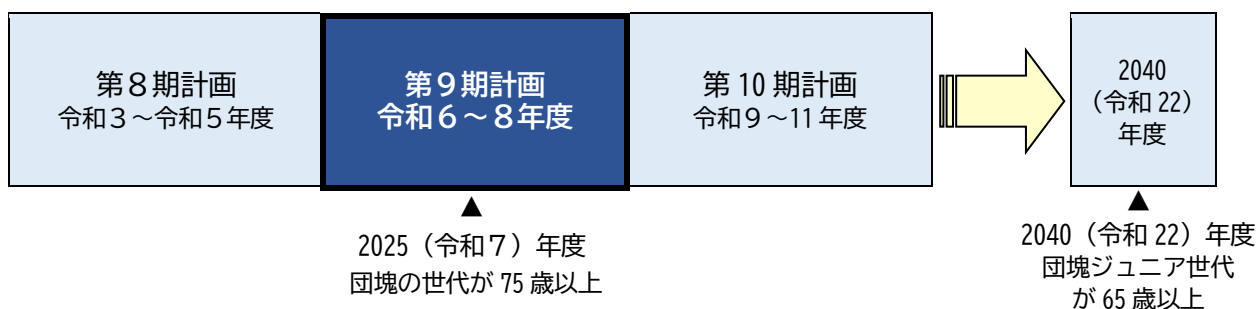
本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体の計画として策定します。

また、本計画において「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づく成年後見制度利用促進計画を併せて策定し、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組みます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

同時に、本計画期間中に、団塊の世代が全員75歳以上となる2025（令和7）年を迎えること、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて、本町における高齢者支援・介護予防・介護サービスのあり方を包括的に整備するという視点から策定します。



Ⅱ 高齢者を取り巻く状況

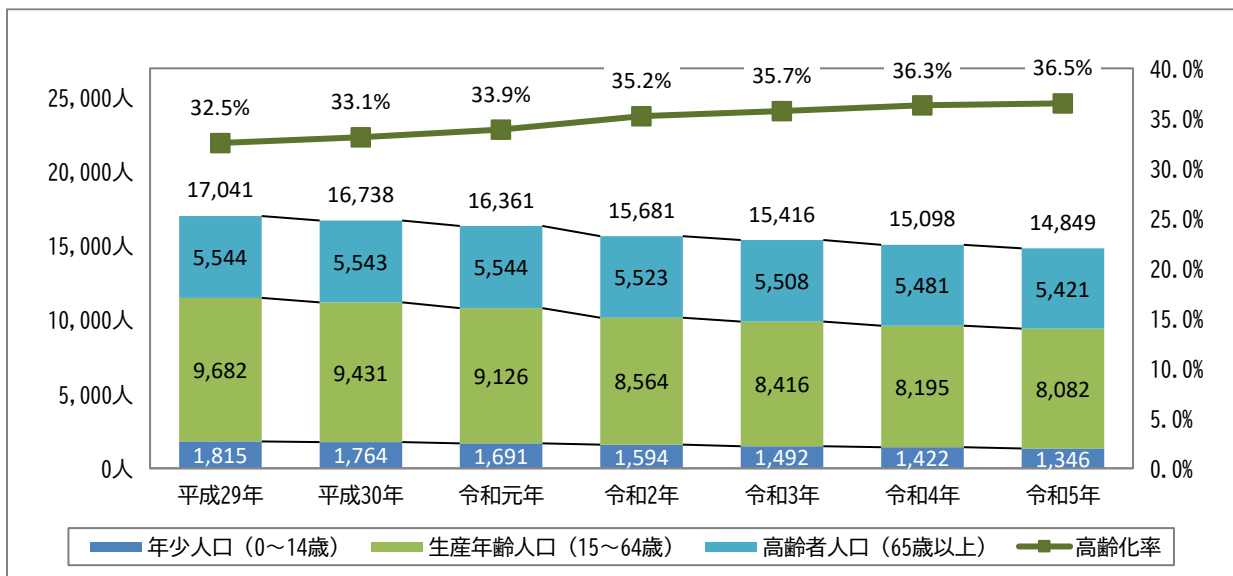
1. 人口等の推移

八雲町の総人口は減少傾向にあり、平成29年の17,041人から令和5年には14,849人まで減少しています。

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年まで増加が続いていましたが、その後減少に転じています。後期高齢者（75歳以上）は令和3年まで減少していましたが、令和4年から増加しています。

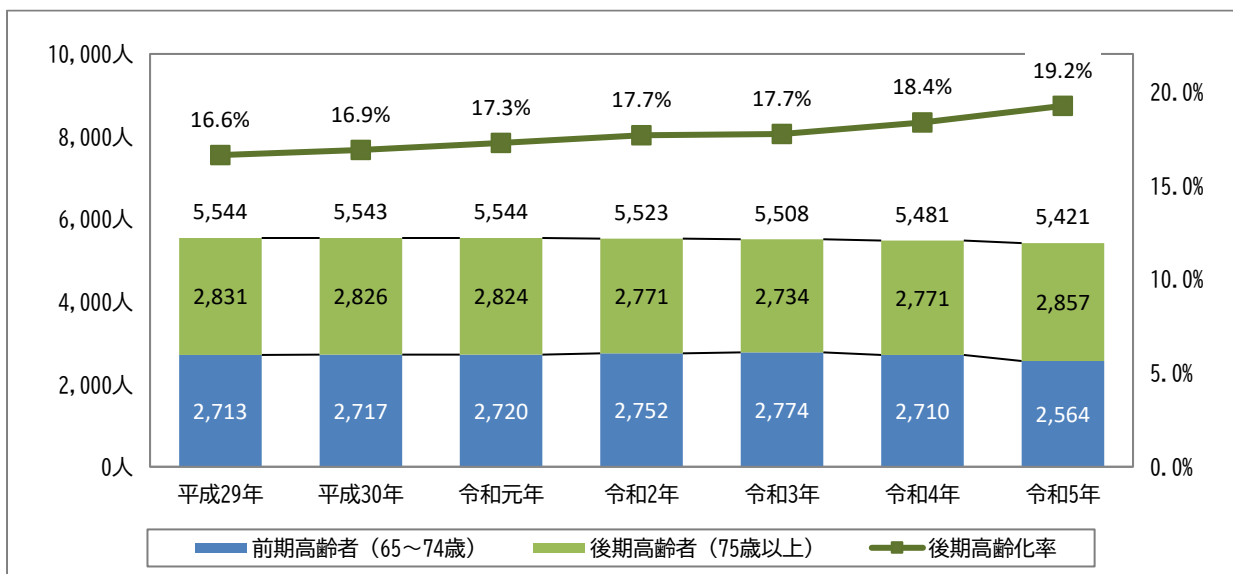
また、総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和5年には19.2%となっています。

【年齢3区分別人口と高齢化率の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【高齢者人口の推移】

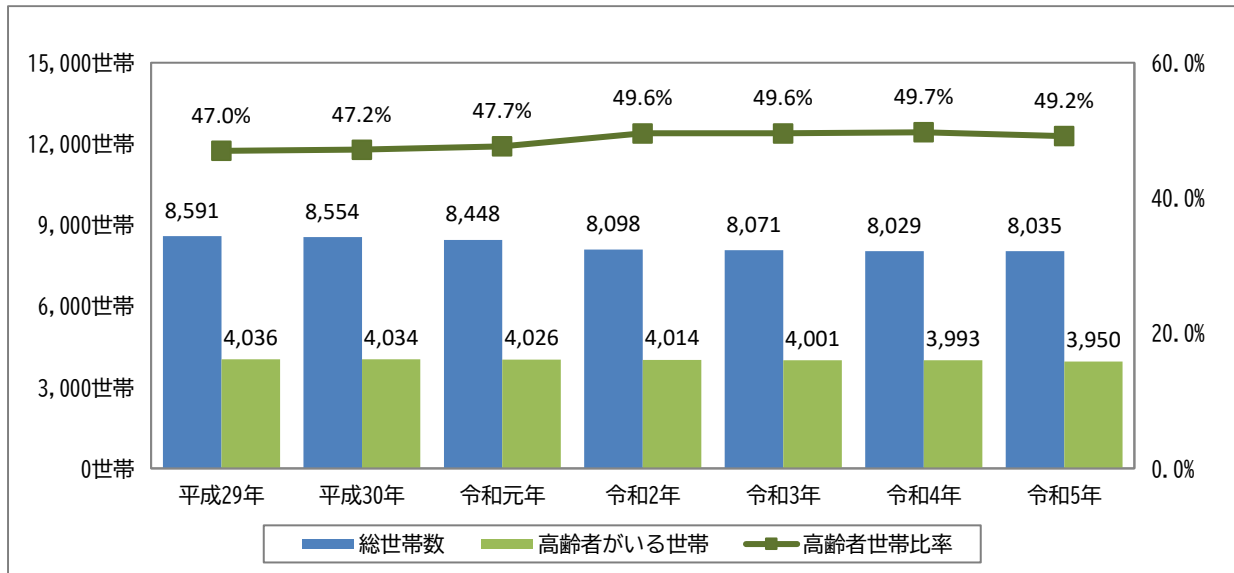


資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

2. 高齢者のいる世帯の状況

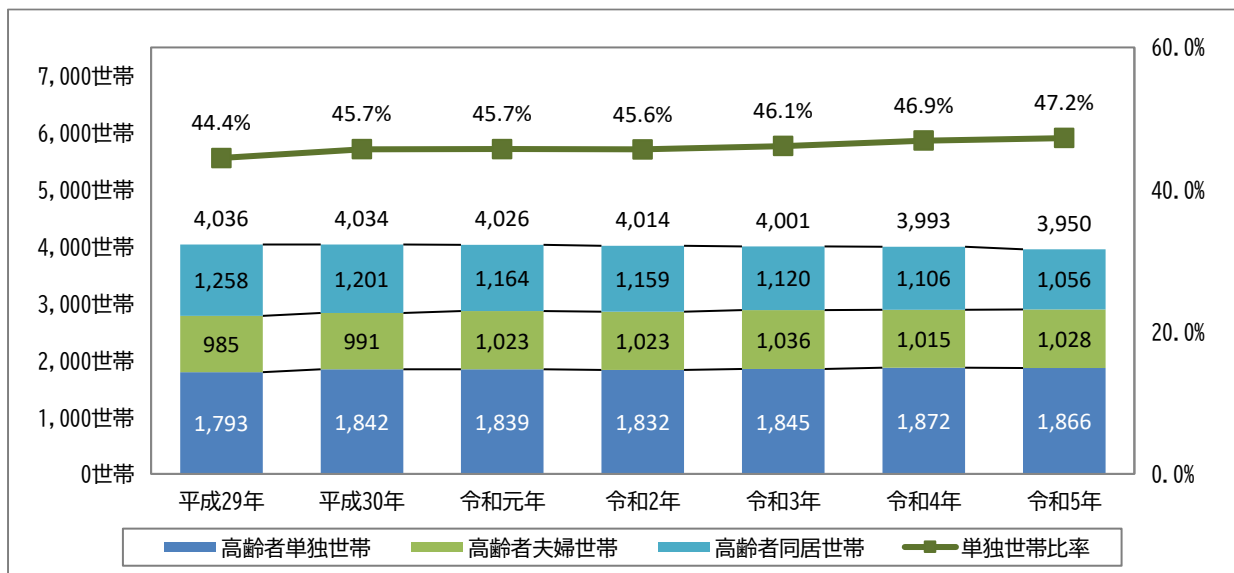
高齢者がいる世帯は平成29年の4,036世帯から令和5年の3,950世帯まで減少傾向で推移しています。総世帯数に占める割合は令和4年まで緩やかな増加で推移していましたが、令和5年は減少しています。高齢者がいる世帯を世帯類型別にみると、高齢者同居世帯は減少傾向が続いています。高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯は、年ごとの増減はあるものの増加傾向で推移しています。

【高齢者世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

【高齢者世帯の世帯類型別世帯数の推移】



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

Ⅲ 計画の基本的な方向

1. 将来像

八雲町では、「第2期八雲町総合計画」（平成30年度～令和9年度）において、保健・医療・福祉分野では、「誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進」を基本目標として掲げています。

本計画は、この総合計画の目指す方向性との調和を保ちながら、前計画において定めた将来像「未来サポーター・シルバーやくも 目指せ！ 活力ある85歳」を継承します。

将来像

**未来サポーター・シルバーやくも
目指せ！ 活力ある85歳**

この将来像は、八雲町の高齢化率は全国・全道の平均を上回る高齢者の多い町ですが、農業や漁業において高齢者が現役で活躍する町であることから、高齢になってもその人の持てる能力を地域に活かすことで、地域に貢献することが可能となり、高齢者自身が八雲町の未来をサポートするために「活力ある85歳」を目指すことを目標にするという願いがこめられています。

また、この将来像の実現のため、

（基本目標1）いつまでも現役で活躍できるまち

（基本目標2）高齢者が安心して暮らせるまち

（基本目標3）高齢者と地域がともに支え合うまち

の3つの基本目標を掲げます。

2. 重点的に取り組む事業

(1) 介護予防の総合的な推進

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったいわゆるフレイル状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。

人生100年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会としていくため、身体的脆弱性のみならず、精神・心理的な脆弱性や社会的な脆弱性といった多様な課題を抱える高齢者に対し、きめ細やかな支援をしていくことが大変重要であります。

そのため、訪問や健康相談での後期高齢者質問票の活用や住民主体の通いの場での体力測定等により、フレイル状態の高齢者を早期に把握し、保健指導や生活機能向上に向けた支援を行います。

また、住民主体の通いの場においてリハビリテーション専門職や栄養士、保健師が関与し、身体的・栄養フレイル予防に関する講話等を通してフレイル予防の普及啓発を行い、高齢者が自主的に健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう支援していきます。

(2) 認知症施策の推進

市町村は、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することが求められます。

八雲町では、認知症に関する理解促進、認知症の早期診断、早期対応に向けた医療との連携を図り支援を行うとともに、認知症の方が行方不明となった際の迅速な捜索と見守り支援を強化していきます。

(3) 地域包括ケアシステムを支える人材の確保

地域包括ケアシステムの構築のためには、介護サービス事業所や多様なサービスの提供のための担い手が必要となります。

しかしながら、介護サービスを提供する介護・福祉人材は慢性的に不足している状況であり、また、生活支援などの多様なサービスの担い手も不足している状況です。

八雲町では、生活支援の担い手について、地域での支え合いや高齢者の社会参加等を進めることも目的に、熊石地域において有償ボランティア組織が立ち上がりましたが、八雲地域においては、未着手となっております。

介護・福祉分野で働く人材の確保・育成に向けた支援を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めるとともに、生活支援の担い手について、八雲地域においても有償ボランティアの体制づくりを進めます。

IV 取組内容

基本目標1 いつまでも現役で活躍できるまち

「活力ある 85 歳」を目標に、高齢者が社会の重要な一員として、生きがいを持って活躍できるよう、生産活動やボランティア活動など高齢者の社会活動を促進するとともに、高齢者が自由時間を有効に活用し充実して過ごせるよう、学習機会の提供、スポーツ・レクリエーション活動など条件の整備を図ります。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施により、疾病の早期発見・重症化予防、通いの場への積極的な関与を進め、健康で活力に満ちた長寿社会を実現するための支援を行います。

(1) 社会参加の促進	
1) 就労機会の拡大	①高齢者雇用の促進 ②高齢者の生産活動の促進
2) 生きがいづくりの促進	①生涯学習活動の支援 ②老人クラブ活動の活性化 ③多様な交流活動の場の推進 ④軽スポーツの推進
(2) 健康づくりの推進	
1) 各種健(検)診等の充実	①特定健診 ②各種検診 ③高齢者等予防接種
2) 生活習慣病予防対策の充実	①生活習慣病予防教室 ②健康教育 ③訪問指導・健康相談
3) 関係機関との連携による保健事業の充実	
4) 心と体の健康づくりの推進	①心の健康づくり事業 ②健康づくり教室・健康づくりの意識啓発
5) 医療体制の確保	①地域医療機関との連携 ②救急医療体制の確保
(3) 介護予防の総合的な推進	
1) 介護予防・生活支援サービス事業	①訪問型サービス ②通所型サービス ③その他の生活支援サービス ④介護予防ケアマネジメント
2) 一般介護予防事業	①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業
3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	①個別的支援（ハイリスクアプローチ） ②通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

基本目標2 高齢者が安心して暮らせるまち

介護保険の安定的な運営とサービスの質の向上のために、事業者への情報提供や指導体制を充実し、介護サービスに携わる人材の確保や資質向上を図るとともに、地域のニーズに応じた多様なサービスや活動の展開を進め、介護が必要になっても安心して暮らすことのできる体制を構築していきます。

また、高齢者の安全で快適な生活の確保は、超高齢社会を迎える八雲町にとって大きな課題です。そこで、外出しやすい道路・公園や、利用しやすい公共施設の整備、公共交通機関の確保など、人にやさしいまちづくりを推進するとともに、防災・防犯対策の充実に努めます。

(1) 介護保険サービスの充実	
1) 居宅サービスの充実	
2) 地域密着型サービスの充実	
3) 施設サービスの充実	
4) 介護・福祉人材確保への支援	
5) 介護給付適正化の推進	
6) 災害及び感染症に対する備え	①災害に対する備え ②感染症に対する備え
(2) 福祉サービスの充実	
1) 生活支援の充実	①移送サービス ②除雪費助成 ③訪問サービス ④福祉タクシー助成 ⑤緊急通報電話機貸与 ⑥冬期福祉手当給付 ⑦入浴料助成事業 ⑧やくも安心キット ⑨高齢者等給食サービス支援事業 ⑩寝たきり高齢者等紙おむつ利用券給付事業 ⑪高齢者スポーツ施設利用助成事業
2) ケアラー（家族介護者）への支援	①ケアラー（家族介護者）の支援 ②ヤングケアラーの支援 ③交流拠点の整備 ④家族介護慰労事業 ⑤介護マーク入り名札配布事業
(3) 生活環境の整備	
1) 住環境の整備等	①ケアハウス・有料老人ホーム ②養護老人ホーム ③住宅改修理由書作成 ④町営住宅の整備 ⑤公共建築物や公園等の整備充実 ⑥安全な道路空間の確保 ⑦公共交通機関等の改善の促進
2) 防災・防火対策の推進	①防災・防火意識の啓発 ②災害時等の避難誘導體制の整備
3) 交通安全・防犯対策の推進	①交通安全意識の高揚 ②交通安全施設の整備 ③高齢者等の運転免許証自主返納の推進 ④防犯活動の促進 ⑤消費者生活知識の普及

基本目標3 高齢者と地域がともに支え合うまち

認知症の方や高齢になり重度な要介護状態となった方も、住み慣れた地域の中で、自分らしく人生の最後まで暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が地域の中で一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ります。

サービスの提供者と利用者が「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを目指します。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	
1) 地域包括支援センターの機能強化	
2) 地域ケア会議の推進	
3) 在宅医療・介護連携の推進	①在宅医療・介護の提供体制 ②在宅医療の場面別の連携の推進
4) 生活支援サービスの体制整備	
5) 相談体制の強化	①高齢者虐待の防止
6) 権利擁護の推進 (成年後見制度利用促進計画)	①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 ②成年後見制度の利用促進と普及啓発 ③市民後見人の養成
(2) 認知症施策「共生」と「予防」の推進	
1) 認知症に対する啓発活動	
2) 認知症の予防	
3) 認知症ケア体制の強化	①見守り体制の構築（SOSネットワークの構築） ②認知症サポーターの養成 ③認知症ケアパスの普及 ④認知症初期集中支援チームの設置 ⑤認知症地域支援推進員の配置
4) 認知症家族会への支援	
(3) 地域共生社会の実現	
1) 福祉意識の形成	①福祉意識の啓発 ②福祉教育の推進
2) 住民参加型の福祉社会の形成	①地域での高齢者見守り体制の強化 ②ボランティア活動の活性化 ③社会福祉協議会への支援
3) 包括的な支援体制の整備	

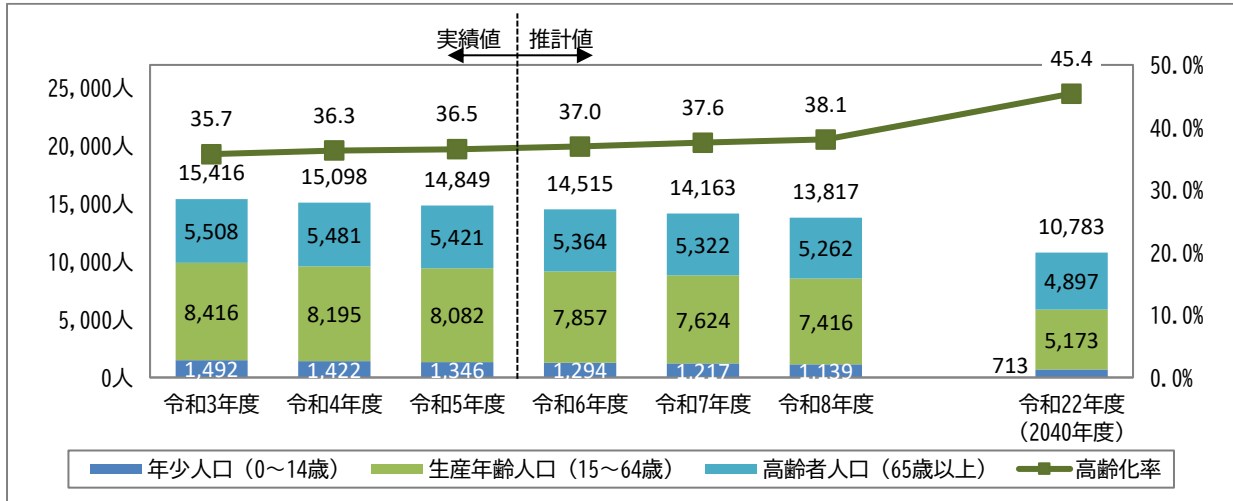
V 第9期介護保険事業計画

1. 将来推計

(1) 総人口の推計

今後の総人口は減少傾向が続くと想定され、過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、令和8年度の総人口は13,817人、令和22年度は10,783人となることが予測されています。

【総人口の推移】

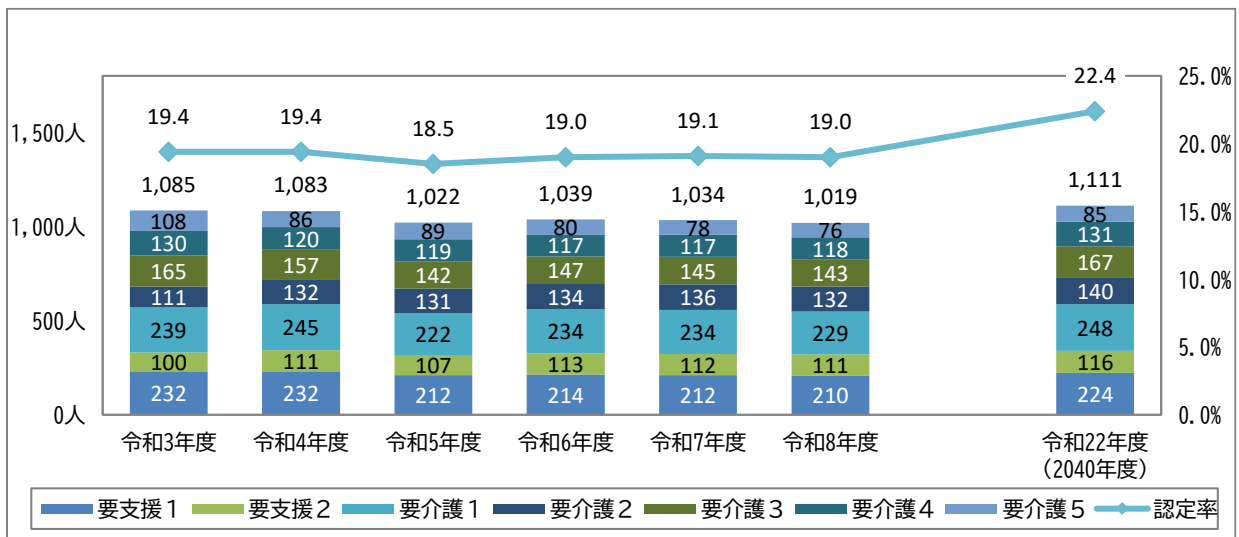


(2) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は令和6年度以降微減が続く見込みです。令和8年度には1,019人となる見込みです。令和22年度は1,111人になると予想されています。

また、後期高齢者数の増加に伴って要介護認定率は上昇し、令和22年度には22.4%になると見込まれます。

【要介護認定数の推移】



2. 介護保険料の算定

(1) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、介護保険料（月額）の基準額は6,200円となります。

	令和6～8年度	令和22年度
①保険料必要収納額	1,085,001千円	406,845千円
②予定保険料収納率	98.0%	98.0%
③補正後第1号被保険者数	14,881人	4,573人
④保険料基準額（月額） $(① \div ② \div ③ \div 12)$	6,200円	7,565円

(2) 所得段階別保険料

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準額に対する割合	介護保険料（円）	
			月額	年額
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.455 (0.285)	2,821円 (1,767円)	33,852円 (21,204円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.685 (0.485)	4,247円 (3,007円)	50,964円 (36,084円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得+課税年金収入が120万円を超える	0.69 (0.685)	4,278円 (4,247円)	51,336円 (50,964円)
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円以下	0.90	5,580円	66,960円
第5段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得+課税年金収入が80万円を超える	1.00 基準額	6,200円	74,400円
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.20	7,440円	89,280円
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.30	8,060円	96,720円
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.50	9,300円	111,600円
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上420万円未満	1.70	10,540円	126,480円
第10段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.90	11,780円	141,360円
第11段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.10	13,020円	156,240円
第12段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.30	14,260円	171,120円
第13段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が720万円以上	2.40	14,880円	178,560円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減後の値

八雲町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画【概要版】

令和6年度～令和8年度

（発行日）令和6年3月 （発行）北海道 八雲町